半島振興広域連携促進事業の概要



目 的

半島地域の自立的発展に向けた交流促進、産業振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッ ケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援する。

制度の概要

対象事業:地域の特性を活かした交流促進、産業振興又は定住促進事業であって、複数の取組主体により広域的に実施され る事業

- 交流促進事業: 地域情報発信(パンフレット作成、PR活動等)(簡易な施設整備を含む)

人材育成(人材育成のための研修等)

調査検討(先進事例、交流拡大のための手法検討の調査等)

交流活動(体験学習事業、シンポジウム、スポーツイベント等)

産業振興事業:特産品開発(特産品開発のための調査、研究開発等)

特産品販売促進(特産品のブランド化支援、テスト販売の実施等)

・定住促進事業:定住情報提供(移住希望者への相談窓口の設置、セミナー・フェアの開催、空家情報の提供等)

|定住環境整備(移住・定住のための研修、防災講習等の実施、避難計画の策定等)(簡易な施設整備を含む)

道府県、市町村、民間団体 補助対象:

補助率: 道府県、市町村・・・予算の範囲内で事業費の1/2以内

交流

促准

相乗効果

産業

振興

民 間 団 体・・・予算の範囲内で事業費の1/3以内 (ただし地方公共団体の負担額と同額まで)

イメージ



半島振興に係る 簡易な施設整備



多様な地域資源を 活かした特産品開発



定住 促准

移住希望者へPR、 フェア・相談会の実施



半島特有の地形(ジオパーク等 を活用した交流ツアー

申請までの流れ

道府県が事業実施主体として、半島地 域における複数の取組主体が行う取組 を「半島振興広域連携促進事業計画」に とりまとめ、国へ申請